

令和6年度 省エネルギー対策工場設備更新補助金

募集案内

エネルギーを大量に消費する**製造業**が脱炭素化促進のために、省エネ機器への更新を行い消費電力等の減少、温室効果ガスの排出量削減を行うための、経費の一部を区が補助することで、区内の低炭素社会への転換の一助となることを目的としています。

要綱などはHPに掲載されておりますので、併せてご確認ください。



足立区環境部

生活環境保全課 公害規制係

発行日：R6.3

手続きの流れ：一例

R6.11.29まで

事前相談

必ず省エネ助成金および認可関係の相談をしてください。

省エネ診断受診

10%以上のCO₂削減効果を確認すること。

認定申請

書類審査

審査により、認定がされない場合があります。約3週間で認定・不認定の通知をお渡しします。

認定通知

認可申請

認可書交付

認可審査（通常60日以内）後、交付

生産機器発注

補助金交付申請
工事完成届

更新機器の支払い完了済

現場調査
補助金交付書類審査

全機器が稼働する状態で現地調査を行います。

交付決定通知
認定書交付

審査により、交付決定が通知されない場合があります。

R7.3月上旬まで

請求書兼口座振込依頼書

補助金交付

***赤字は工場変更認可申請に係る事項です
内容によっては、変更認可が不要な場合もあります。**

*点線の枠内は区役所が行う事項です

1 事業の概要

製造業の事業者は、更新する生産機器について事前相談のうえ、省エネ診断を受けてください。省エネ診断の結果、**10%以上の省エネ（CO2削減）が見込める場合**、補助金認定申請を行ってください。

補助金の認定通知を受領後に、生産機器を設置し、環境の規制基準の遵守が確認できた事業者に補助金を交付します。

2 補助交付について

更新機器に要する購入費のうち、補助金交付限度額が決定した日以後に発生する購入費で、支払いを完了し、指定する期限までに請求を行ったものに補助金を交付します。

3 補助対象外

- (1) 消費税
- (2) 設置費用
- (3) 手形、小切手またはクレジットカードで支払った購入費
- (4) 法定通貨以外での購入費
- (5) 補助金交付限度額が決定する日より前に支出した購入費
- (6) その他機器本体の購入に関係しない費用 例：周辺機器、パソコンなど
- (7) その他申請に関する経費

4 補助金の内容について

補助交付額

下限100万円～上限500万円

* 補助率 購入費の1/2以内で、千円未満切り捨て。

* 予算の範囲内で受付します

*** 認定申請先着順**

5 申請要件

次の要件をすべて満たす方が、申請を行うことができます。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること
- (2) 対象工場の事業が、日本標準産業分類における製造業であること
- (3) 次に掲げる要件を全て満たす生産機器に更新する者であること
 - ア 省エネ診断^{*1}に当該生産機器に関する記載があり、その生産機器の更新による二酸化炭素の削減効果が10%以上見込めること。なお、10%については、小数点以下を切り捨てで計算する
 - イ 更新前の生産機器と同種の生産機器に更新すること
 - ウ 5年以上継続して足立区内で使用している見込みがある生産機器であること
 - エ 過去にこの要綱に基づき受けた交付決定に係る生産機器でないこと

- (4) 区で3年以上同一の事業を営む個人または法人であること。
- (5) 設置工場が申請日において、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下環境確保条例）に基づく工場の初回認可日から1年以上経過していること。以下、本要件を満たす工場を認可工場とする。
- (6) 補助対象者が個人事業主の場合、本補助金の申請を行う年度の直近において住民税及び個人事業税の滞納がないこと。
- (7) 補助対象者が法人の場合、直近の法人住民税（当該法人の法人住民税が非課税等の事情がある場合にあつては、法人税）及び法人事業税の滞納がないこと。
- (8) 本補助金の交付を受けようとする経費について、国又は地方公共団体若しくはこれらに準じる公的機関から類似する補助金の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。
- (9) 当該年度において、本補助金の申請を行っていないこと
- (10) 当該中小企業者の発行済株式総数又は出資総額について、その2分の1以上が単独の大企業（中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）により保有し、又は出資されていないこと。
- (11) 当該中小企業者の発行済株式総数又は出資総額について、その3分の2以上が複数の大企業により保有し、又は出資されていないこと。
- (12) 当該中小企業者の役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していないこと。
- (13) 大企業が実質的に当該中小企業者の経営に参画していないこと。
- (14) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体又は当該団体の関連団体でないこと。
- (15) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法若しくは日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれらの団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体若しくは個人でないこと。

***1：省エネ診断とは、東京都もしくは経済産業省による、委託事業または経済産業省による補助金を受領して行う省エネルギー化推進のための診断等をいう**

6 事前相談

申請の注意事項等の説明のため、申請前の相談（予約制）が必須です。 予約は電話で受付しております。来庁時に、可能であれば相談表および購入予定機器の資料をお持ちください。また、環境確保条例上の手続きに関するご相談も併せて行いますので、工場の案内図・配置図・平面図などの参考書類もお持ちください。

なお、相談時には代表者または事務所内の担当者（従業者）の出席が必須となります。代表者・担当者の出席や説明がない場合、再相談となることがあります。

7 認定申請時に提出する書類

書類は原本1部およびコピー1部をセットにしてお持ちください。

4、5、7～11の原本は確認後返却します。

	提出書類（○=提出）	個人 事業者	法人	備考
1	省エネルギー対策工場設備更新補助金申請書	○	○	
2	確認書	○	○	
3	更新機器に関する見積書 (明細書など見込み額を証明するもの)	○	○	
4	省エネ診断の報告書	○	○	報告書内で10%以上の省エネ効果がわかるもの
5	区内で3年以上事業を営んでいることが分かる書類	○	○	例) 工場認定書、賃貸借契約書
6	申請者の住民票の写し*2、*3	○		
7	直近の住民税の納税を証明できるもの*4	○		
8	直近の個人事業税の納税を証明できるもの*4	○		
9	履歴事項全部証明書*3		○	
10	直近の法人都民税の納税を証明できるもの*4		○	
11	直近の法人事業税の納税を証明できるもの*4		○	

*2：続柄、本籍、個人番号が省略されているもの

*3：発行後6ヵ月以内のもの

*4：納税証明書・領収証・引落口座の通帳など。非課税の場合は課税証明書のいずれかを提出してください。

8 認定申請時の留意事項

- (1) 書類に不備または記載漏れ・提出漏れ等がないように記入してください。**なお、申請時に提出する書類の全てがそろっていない場合、書類は受理できませんので、ご注意ください。**
- (2) 更新機器の見込み額は、海外取引の場合、外貨支払の円換算については、当該外貨使用の際（見積りの際は見積書に記載された日付）の両替レートを適用する等、客観的に確認が可能な方法により計算してください。また、確認に必要な場合、日本語訳の添付が必要です。
- (3) 必要に応じて、補足説明となる資料を添付してください。
- (4) 返却する旨記載のあるものを除き、提出した書類・資料等はお返しいたしません。
- (5) 申請書の提出後に、原則として現場検査を行い、現状確認をさせていただきます。
- (6) 申請書の提出を代理人に依頼する場合は、必ず委任状を作成のうえ、同時にご提出ください。
- (7) この補助金の申請にかかる費用（資料作成費、交通費など）はすべて申請者の負担とします。

9 提出先および受付期間

(1) 提出先窓口

足立区 環境部 生活環境保全課 公害規制係

足立区中央本町1-17-1 足立区役所 南館11階 電話03-3880-5304

(2) 受付期間

令和6年4月1日(月)～令和6年11月29日(金)

(土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時)

(3) 注意点

受付期間を過ぎた場合は一切受け付けできません。また、審査の順番は認定申請書の提出順であり、予算額に達し次第、助成は終了します。なお、現在の予算の執行状況をホームページでお知らせしておりますのでご確認ください。

10 審査

提出された申請書について、【5 申請要件】に記載の事項を満たしているか確認します。

11 審査結果の通知

審査の結果は、区から申請者あてに「省エネルギー対策工場設備更新補助金認定通知書(以下認定通知書)」もしくは「省エネルギー対策工場設備更新補助金不認定通知書(以下不認定通知書)」により通知します。

(1) 「認定通知書」を受け取った場合

ア 機器を導入し、対象経費を支払った後に、交付申請書を提出できます。

イ 審査の結果、補助対象経費は見積書等記載の金額に満たないことがあります。

ウ 申請時よりも補助対象経費の支払い額が上回った場合でも、認定通知書に記載された金額が交付限度額です。

エ 審査の結果や、認定の理由等に関するお問い合わせには一切応じられません。

オ 環境確保条例に基づく変更認可申請もしくは軽微な変更の手続きをお願いします。

(2) 「不認定通知書」を受け取った場合

審査の結果や、認定の理由等に関するお問い合わせには一切応じられません。

12 「認定通知書」受領後の申請内容の変更について

「認定通知書」に記載の生産機器について軽微な変更をする場合は、まずは当課にご相談ください。その後、省エネルギー対策工場設備更新補助金事業計画変更申請書を提出する必要があります。なお、この変更により交付限度額が減少することはありますが、増額することはありません。

また、生産機器を大幅に変更する場合は、認定申請のし直しとなりますので、認定の取り下げを行い、その後再度認定申請をお願いします。

1.3 取引先への支払い（★「認定通知書」の受領後）

原則として申請時に見積もった費用の支払い（取引先への支払い等）は、金融機関または郵便局からの振込払いとします。また、支払先（取引先など）から必ず領収書の発行を受けてください。後日補助金を交付申請する際に、通帳または振込明細書および、領収書が支払いとその内訳を証明する書類として必要になります。

なお、振込による支払いができない場合（現金払いなど）は、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

1.4 省エネルギー対策工場設備更新補助金交付申請書の提出

補助対象経費の支払い完了後、購入費についての補助金を申請するため、「省エネルギー対策工場設備更新補助金交付申請書（以下交付申請書）」を区に提出していただきます。

(1) 添付書類

交付申請書に、支払いとその内訳を証明する書類（例：通帳または振込明細書および、領収書）を添付して提出してください。証明書類の添付がない場合や、支払行為の内容・時期が確認できない場合は、補助の対象とならないことがあります。

(2) 提出時期

交付申請書は、補助金の対象経費の支払い完了後に提出してください。

(3) 現場検査

工場を訪問させていただき、機器が導入されていることを確認します。その際は原則として更新機器のみではなく、工場内の全ての機器が稼働し、環境確保条例における規制基準を遵守する必要がありますので、ご注意ください。

(4) その他

環境確保条例に基づく変更認可申請を行った場合は、同条例に基づく工場完成届出書の提出をお願いします。

1.5 交付決定

提出された「交付申請書」等を区が審査し、「補助交付決定通知書」により、補助金交付対象者として決定します。合わせて交付される補助金の金額を決定します。

審査の結果、補助金額が申請時の交付限度額に満たないことがあります。

1.6 補助金の請求

「補助交付決定通知書」を受けた事業者は、「補助金請求書兼口座振込依頼書」によって区の指定した期日までに補助金の交付請求を行ってください。

1.7 補助金の受け取り

補助金は、原則として指定された金融機関口座^{*5}への振り込みによる一括払いで区から交付されます。振込先の口座は、「補助金交付請求書兼口座振込依頼書」によって申請者名義（個人事業主の場合は本人名義、法人の場合は会社名義）の口座を指定することになります。それ以外

の口座の指定はできません。

* 5 : 金融機関とは、銀行・信用金庫・信用組合・農協・ゆうちょ銀行のいずれか

18 処分の制限について

この補助金の対象となった生産機器等を、補助金交付翌年度の4月1日から5年以内に処分*⁶することは原則としてできません。

5年以内にやむを得ず処分する必要がある場合は、詳細をお問い合わせ先までご相談ください。

* 6 : 処分とは、売却、譲渡、交換、名義変更、貸し付け、廃棄、担保に供すること等

19 区内での移転について

この補助金の対象となった生産機器等を、5年以内に区内の他の認可工場に使用の本拠を変更（以下移転）する場合は、事前に区の承認を受ける必要があります。

その場合、移転先の認可工場において、認可および認定等の手続きを行う必要があります。その他条件もございますので、詳細をお問い合わせ先までご相談ください。

20 申請後の留意事項

- (1) 補助金の交付を受けた後、区から報告等を求められた場合は、区の指定した方法により状況を報告することになります。
- (2) 次に該当した場合、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことになります（補助金交付候補となっている場合は、補助金交付候補の決定を取り消します）。また、すでに交付された補助金がある場合は、足立区補助金等交付事務規則に基づき、補助金額の全額または一部を返還していただくことがあります。
 - ア 足立区省エネルギー対策工場設備更新補助金交付要綱で定める支給要件を欠いたとき
 - イ 補助対象となった経費以外の用途に使用したとき
 - ウ 区が求めた書類、証明書等の提出がなされなかったとき
 - エ 区に提出した申請書、添付資料等に虚偽の記載をしたことが判明したとき
 - オ 事業内容の変更、活動の中止又は廃止等について、区への届け出を行わなかったとき
 - カ この募集案内に記載された事項に違反したと認められるとき
- (3) 補助金交付の認定を受けた計画を中止または変更する場合は、すみやかに区の指定する様式により届出を行うことが必要です。事前にお問い合わせ先までご連絡ください。
- (4) 補助金の交付を受けた計画にかかる経理について、帳簿や支出根拠となる証拠書類については、交付日の属する会計年度の終了後から5年間は、管理・保管する義務を負っていただきます。
- (5) 補助金の交付を受けた計画内容（個人情報・機密事項を除く）の概略を、区は広報等で公表する場合があります。

【提出先およびお問い合わせ先】

足立区役所 生活環境保全課 公害規制係

〒120-8510

足立区中央本町1-17-1 足立区役所 南館11階

電話 03-3880-5304

FAX 03-3880-5604

様式第1号（第8条関係）

記載例

（提出先）足立区長

住所（又は所在地）

〒 ●●●-××××

足立区中央本町1-17-●

申込者氏名（又は、法人名及び代表者名）

株式会社足立製造所 代表取締役 足立 太郎

※ 法人の場合は押印してください。

個人の場合で、この欄を手書きしない場合は押印してください。

申請者電話番号（昼間の連絡先）

03-3880-5304

省エネルギー対策工場設備更新補助金申請書

1 企業概要

事業形態	1. 個人事業 2. 有限会社 3. 株式会社 4. その他（ ）
設備設置先住所	足立区 中央本町●-×-△
事業場名	足立製造所
設立日	令和●年 ●月 ×日
資本金	■ 万円（個人事業主は無記入）
役員・従業員数	合計 ● 名〔役員 ■ 名、従業員（正社員） ■ 名（アルバイト等）名〕
初回認可年月日	令和 ■ 年 ● 月 × 日
対象機器名	××××-●●
事前相談した日	令和●年×月■日
補助金交付希望額*	●●●万円

個人事業主：開設日
法人：法人登記日

事前相談の際に、職員がお伝えしますので、そちらをご記載ください。

型式名など、機器を識別できるものをご記載ください。

* 機器本体費用×1/2<上限500万円>

（補助金対象施設の名称・住所・対象機器名を公表する場合があります。）

2 他の助成金・補助金受給状況

(1) 本事業計画の内容について、他の助成金・補助金を受けたり、申請することはありますか？またはありましたか？（該当番号に○を記入）

1. ない・予定もない。 2. 申請を行う予定がある。 3. 申請を行ったが現在審査中である。
4. 申請を行ったが不採択だった。 5. 申請した結果、採択された。

(2) 上記(1)において、1以外に○を付けた方のみ、内容を記入してください。

補助金・助成金等の名称： _____ 実施機関の名称： _____

審査の結果： 1. 採択された 2. 採択されなかった 3. 審査中又は審査を受ける予定

3 担当者

担当者役職・氏名	●●●●
電話番号	XXXX
e-mail	■■■■@△△△△

本申請の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。
(法人の場合は記名押印してください。法人以外でも本人が手書きしない場合は記名押印してください。)

申請者名 **株式会社足立製造所 代表取締役 足立太郎**

印

申込者氏名をご記載ください